

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年10月21日（平成28年（行情）諮問第642号）

答申日：平成30年10月1日（平成30年度（行情）答申第236号）

事件名：特定事件番号の答申における諮問庁の説明の根拠に係る文書等の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成25年度（行情）答申第89号（25.7.8）（以下「答申第89号」という。）に関し、以下の文書 ①5頁18～22行目の根拠（このように判断して作成しなかった根拠） ②7頁5～10行目の根拠（このように判断して作成しなかった根拠） ③7頁32～34行目の根拠 ④その他、答申第89号事件に関連する文書一切（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書4」といい、併せて「本件請求文書」という。）」の開示請求に対し、本件請求文書1ないし本件請求文書3に該当する文書を保有していないとして不開示とし、本件請求文書4に該当する文書として別紙に掲げる7文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件請求文書1ないし本件請求文書3に該当する文書を保有していないとして不開示としたこと及び本件対象文書を特定したことは、いずれも妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月18日付け防官文第20105号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消し及び文書の再特定並びに全部開示の決定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

防衛省と情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）のやり取りの文書、防衛省内のやり取りの文書があるはずである。

少なくとも、次の開示決定で開示された文書があるはずである。

①防官文第11694号（27.7.24） ②防官文第16241号（26.11.5） ③防官文第7338号（26.5.22）（以下、併せて「別件開示決定通知書」という。）

また、答申第89号に書かれた諮問庁の主張（自殺原因事故調は検討しただけで作成しなかった等）については、根拠文書があるはずである。

(2) 意見書

ア 本件諮問事件に係る開示請求対象文書は、以下のとおりである。

- (ア) 答申第89号における、①5頁18～22行目の根拠 ②7頁5～10行目の根拠 ③7頁32～34行目の根拠
- (イ) その他、答申第89号事件に関する文書一切

イ 上記ア(イ)について

審査会の答申事件に関連する文書を箇条書きにすると、以下のとおりである。

- ① 諮問事件に係る行政文書開示請求書
- ② 主管課・担当課の指定に関する文書
- ③ 主管課・担当課から、部隊等に文書保有の有無を照会する文書
- ④ ③に係る、文書保有部隊等からの回答文書
- ⑤ 機関等情報公開責任者から、防衛大臣への、開示決定等に係る意見の上申書
- ⑥ ①に係る開示期限延長通知書
- ⑦ (不)開示決定通知書
- ⑧ 異議申立書・審査請求書
- ⑨ 諮問庁が⑧への反論のために作成・収集した文書（関係者からの聞き取り調査の記録）
- ⑩ 諮問庁が諮問理由説明書作成のために作成・収集した文書（おおむね⑨と重なる。）
- ⑪ 諮問書・諮問理由説明書及びその下書き
- ⑫ 不服申立人の意見書
- ⑬ 審査会から、諮問庁への問合せ文書（⑪⑫を踏まえた上での、疑問点に関する問合せ文書）
- ⑭ ⑬に対する諮問庁の回答文書
- ⑮ 審査会の答申
- ⑯ ⑮を受けた、不服申立てに対する決定書・決定通知書

「審査会の答申事件に関連する文書」といった場合、⑪ないし⑮を指すとする狭義の解釈もあり得るが、答申事件は、開示請求に始まり、諮問・答申・それを受けた決定に至る一連の事件であるから、①ないし⑯を全て含むと解すべきである。仮に狭義の解釈を採用するとしても、⑨⑩は⑪と不可分一体のものであるから、少なくとも⑨ないし⑮を含むと解すべきである。

そして、防官文第7338号（26.5.22）により開示された4つの文書は、明らかに答申第89号事件（行政文書開示請求事件と

しての番号でいうと、2011.6.3-本本A266号事件)の⑨⑩⑪に該当する文書であるから、特定・開示されるべきである。

ウ 上記ア(ア)について

これらは、答申第89号事件に関する⑨⑩の文書であるから、存在するはずである。具体的には、自殺原因調査報告書を作成することになっていた部隊(護衛艦隊司令部)の関係者からの聞き取り調査の記録、自殺原因調査報告書の防衛庁内局における担当課である人事教育局補任課の担当者からの聞き取り調査の記録等があるはずである。それとも諮問庁は、当時の関係者からの聞き取り等を行うことなく「机上の想像」によってそのようなことを理由説明書に書いたり、審査会の照会に対して回答したりしたのか。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、本件開示請求に対し、本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づき、平成27年12月18日付け防官文第20105号により、法5条1号、3号及び6号に該当する部分及び本件請求文書1ないし本件請求文書3に該当する文書を不開示とする原処分を行った。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は別表のとおりである。

3 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「防衛省と審査会のやり取りの文書、防衛省内のやり取りの文書があるはずである。少なくとも、別件開示決定通知書に係る開示決定で開示された文書があるはずである。」として、一部不開示決定処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表のとおり同条1号、3号及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

また、異議申立人が主張する①から③までの各文書については、答申第89号に係る開示請求とは異なる他の開示請求において特定し開示決定された行政文書であり、本件開示請求において特定する必要はない。

(2) 異議申立人は「答申第89号に書かれた諮問庁の主張(自殺原因事故調は検討しただけで作成しなかった等)については、根拠文書があるはずである。」として文書の再特定・全部開示の決定を求めるが、開示請求された①ないし③に係る行政文書については、本件開示請求を受け、探索を行ったが、当該行政文書の保有を確認することはできなかったことから原処分を行ったものであり、本件異議申立てを受け、念のため改

めて行った探索においても、保有を確認できなかった。

- (3) 以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年10月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月7日 審議
- ④ 同月24日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 平成30年9月11日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

異議申立人は原処分の取消し及び文書の再特定並びに全部開示の決定を求める旨主張するが、異議申立書及び意見書の内容に鑑みれば、具体的には、本件請求文書に該当する文書の再特定を求めるものと解される。

諮問庁は、本件請求文書4に該当する文書として本件対象文書を特定し、法5条1号、3号及び6号に該当する部分を不開示とするとともに、本件請求文書1ないし本件請求文書3に該当する文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び本件請求文書1ないし本件請求文書3に該当する文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 諮問庁に対する不服申立てがあった際、審査会へ諮問を要する不服申立てについては、能率的な事務処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、防衛省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室（以下「情報公開室」という。）において、不服申立てごとに行政文書ファイルを作成し、当該不服申立てに関する文書をまとめて当該ファイルに保管・管理することとしている。

なお、上記行政文書ファイルは、情報公開室において保管・管理している。

イ 本件開示請求は、審査会へ諮問した特定の不服申立てに関するものであり、当該不服申立てに関し個別の行政文書ファイルを作成していることから、本件請求文書4に該当する文書として、本件開示請求に記載された答申番号（答申第89号）に係る不服申立てに関する行政

文書ファイル（以下「本件ファイル」という。）につづられている文書の全てを本件対象文書として特定し、その一部を開示した。

ウ 本件異議申立てを受けて、確実を期すため、改めて本件ファイルにつづられている全ての文書の確認を行ったが、本件対象文書の外に本件ファイルにつづられている文書の存在を確認することはできなかった。

エ なお、異議申立人が意見書において言及している別件開示決定通知書とは、答申第 8 9 号に係る開示請求とは異なる別件各開示請求に対する各開示決定通知書の文書番号を指しているものであるが、これら別件開示決定通知書に係る各開示決定により特定された文書は、答申第 8 9 号に係る開示請求とは異なる別件各開示請求に係る各開示決定により特定し開示した文書であって、答申第 8 9 号に直接関連して作成又は取得した文書には当たらないと判断した。

(2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、これに含まれる別紙記載の 7 文書は、答申第 8 9 号に係る原処分、当審査会への諮問及び当審査会の答申を受けた裁決の各決裁文書、異議申立書並びに当審査会を通じて諮問庁に送付された異議申立人の意見書であることが認められる。開示決定等に対する不服申立てを受けて行われる当審査会への諮問から答申に至る一連の手續に鑑みれば、「答申第 8 9 号事件に関連する文書一切」との本件開示請求文言に該当する行政文書として、処分庁が上記 7 文書（本件対象文書）を特定したことは合理的であり、妥当であると認められる。

(3) なお、異議申立人は、本件対象文書の外に本件請求文書 4 に該当する文書として、別件開示決定通知書に係る各開示決定により特定された各文書についても特定すべきと主張していることから、諮問庁から別件開示決定通知書の提示を受けて確認したところ、これらはいずれも答申第 8 9 号に係る開示請求とは異なる別件各開示請求に対して作成された各開示決定通知書であると認められる。

このうち、防官文第 1 1 6 9 4 号（2 7 . 7 . 2 4）については、開示する行政文書の名称の一部に、答申第 8 9 号に係る諮問番号が記載されていることが認められるものの、そもそも別件開示決定通知書はいずれも答申第 8 9 号に係る開示請求とは異なる別件各開示請求に対して作成されたことに鑑みれば、上記（2）に照らしても答申第 8 9 号に係る事件に直接関連するとはいい難い当該別件各開示請求において特定された各文書まで本件開示請求の対象として特定すべきとする異議申立人の主張は採用できない。

よって、本件対象文書の外に本件請求文書 4 に該当する文書の存在は確認できなかったとする上記（1）の諮問庁の説明を覆すに足りる事情

も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書４に該当する文書を保有しているとは認められない。

なお、法が、開示請求者に対し、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求める趣旨は、開示請求制度の適正かつ円滑な運用のためであると解されるところ、本件異議申立書及び意見書における異議申立人の主張は、「答申第８９号事件に関連する文書一切」との包括的な開示請求文言をもって、答申第８９号事件とは異なる別件各開示請求で特定された各文書についても本件開示請求に該当するとして特定を求めるものであると解されるが、当該各文書の開示を求めるのであれば、本件開示請求書に端的にその旨記載すべきである。

３ 本件請求文書１ないし本件請求文書３に該当する文書の保有の有無について

(１) 本件請求文書１ないし本件請求文書３に該当する文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書１ないし本件請求文書３は、答申第８９号に記載された当該事件における諮問庁の説明についての根拠が書かれた文書である。

イ 本件開示請求を受け、答申第８９号に係る諮問から答申に至る一連の手續に職務上関係したと思われる当時の職員に対して聞き取り調査（以下「答申第８９号に係る一連の手續に係る聞き取り調査」という。）を行ったが、本件請求文書１ないし本件請求文書３に該当する文書を作成又は取得した事実は確認できなかった。

さらに、本件ファイルの探索のほか、海上幕僚監部及び内部部局の関係部署において、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件請求文書１ないし本件請求文書３に該当する文書の存在は確認できなかったことから、本件請求文書１ないし本件請求文書３については、いずれも文書不存在につき不開示とした。

ウ 本件異議申立てを受け、海上幕僚監部及び内部部局の関係部署において再度上記イと同様の探索を行ったが、本件請求文書１ないし本件請求文書３に該当する文書の保有は確認できなかった。

エ なお、答申第８９号にいう当時の関係者からの聞き取り調査（以下「答申第８９号にいう聞き取り調査」という。）の聴取者が当該調査時に被聴取者の発言等を記録した文書を作成した可能性はあるが、これは、答申第８９号に記載の諮問庁の説明のとおり、当該調査が断念されたことにより、その後、使用される見込みがなくなったこと、また、当該調査の内容が隊員個人に係る機微な内容を含むものであったこと等から廃棄されたものと考えられる。

オ 異議申立人は、本件請求文書1ないし本件請求文書3に関連して、上記エの次第にもかかわらず、答申第89号にいう聞き取り調査の記録が存在するはずである旨主張するが、上記イ及びウの探索において、その存在は確認できなかった。

(2) 答申第89号に係る一連の手續に係る聞き取り調査及び関係部署の探索によっても本件請求文書1ないし本件請求文書3に該当する文書を作成又は取得した事実は確認できず、また、答申第89号にいう聞き取り調査に職務上関係したと思われる当時の職員に対して聞き取り調査を行ったが当該文書の存在は確認できなかった旨の上記(1)の諮問庁の説明を覆すに足りる事情は見いだせないことから、防衛省において本件請求文書1ないし本件請求文書3に該当する文書を保有しているとは認められない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件諮問については、諮問庁から理由説明書の提出を受けた後に、当審査会が審議するに当たって確認が必要であった事実関係等に係る追加的な説明を複数回にわたり求めたにもかかわらず、長期間回答がなされない状況が続いた。

このような諮問庁の対応は、当審査会の審議に多大な支障を生じさせ、「簡易迅速な手續」による処理の妨げとなるものである。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理及び当審査会に諮問した事件につき、迅速かつ的確な対応が強く望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、防衛省において、本件請求文書1ないし本件請求文書3に該当する文書を保有しているとは認められず、また、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件請求文書1ないし本件請求文書3に該当する文書を保有していないとして不開示としたこと及び本件対象文書を特定したことは、いずれも妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙（本件対象文書）

- 文書1 行政文書開示決定通知書（防官文第9386号。平成23年8月2日）
- 文書2 異議申立て書（平成23年9月30日）
- 文書3 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第18条に規定する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（平成23年12月20日決裁）
- 文書4 意見書の写しの送付について（府情個第270号。平成24年2月2日）
- 文書5 意見書の写しの送付について（府情個第2919号。平成24年9月26日）
- 文書6 意見書の写しの送付について（府情個第3115号。平成24年10月18日）
- 文書7 行政文書開示決定通知書（平成23年8月2日付け防官文第9386号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（平成25年8月5日決裁）

別表

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 1	2 枚目の氏名及び 4 枚目の氏名，郵便番号，住所及び電話番号	個人に関する情報であり，特定の個人を識別することができることから法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	1 5 枚目中，「4 対象者」の一部	護衛艦の態勢に係る情報であり，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	1 5 枚目中，「5 実施者（ケアチーム）」の所属，階級及び氏名	個人に関する情報であり，特定の個人を識別することができることから，法 5 条 1 号に該当するとともに，今後同種の事案において関係者への適切な心理的ケアの提供や事故発生の原因分析が困難となるなど，当該業務の適切な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法 5 条 6 号に該当するため不開示とした。
	1 5 枚目及び 1 6 枚目中，「6 実施結果の要約」（1）のア，イ，及びウの全て	個人に関する情報であり，特定の個人を識別することができることから法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	1 6 枚目中，「6 実施結果の要約」（2）ア及びイの全て並びに（3）の一部	自殺事故アフターケアに関する実施内容，結果の分析・評価についての詳細な情報であり，これを公にすることにより，今後同種の事案において心理的調査，関係者への適切な心理的ケアの提供，事故発生の原因分析が困難となるなど，当該業務の適切な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法 5 条 6 号に該当するため不開示とした。
文書 2	1 枚目の郵便番号，住所，連	個人に関する情報であり，特定の個人

	絡先，氏名，年齢及び電話番号並びに2枚目の氏名の一部	人を識別することができることから法5条1号に該当するため不開示とした。
文書3	3枚目，4枚目，11枚目，13枚目及び23枚目の氏名，住所，連絡先，郵便番号，電話番号及び年齢並びに14枚目の氏名の一部	
文書4	2枚目，22枚目及び23枚目の郵便番号，住所，氏名，年齢及び電話番号並びに4枚目から21枚目までの全て	
文書5	2枚目の郵便番号，住所，連絡先，氏名，年齢及び電話番号並びに4枚目から29枚目までの全て	
文書6	2枚目の郵便番号，住所，連絡先，氏名，年齢及び電話番号並びに3枚目から13枚目までの全て	
文書7	3枚目，16枚目，18枚目，25枚目，27枚目，38枚目及び39枚目の氏名，住所，連絡先，郵便番号，電話番号及び年齢	
本件請求文書 1ないし3	全て	